

(仮称) 深谷市立こども館建設基本計画 概要版

計画の基本方針

1 基本コンセプト

いつでも 遊べる 学べる 子育てパーク

2 基本方針

本計画の基本コンセプトを実現するため、4つの基本方針を定め本計画の事業を展開していきます。

基本方針1 子どもたちが「遊び」を通じて成長できる場

(仮称) こども館(以下、「こども館」という)では子どもの自発性を尊重しながら自由に訪れ思い切り遊ぶことができる空間をつくるとともに、知的好奇心や創作意欲の増進を図る場を設け、子どもたちの心身の成長を促すことができる施設を目指します。また、自学や仲間と自己表現や運動ができる場を設け、こども館に通っていた児童が成長し中高生世代になっても気軽に集い居場所となる施設を目指します。

基本方針2 子ども・保護者が安心して交流・相談できる場

こども館を初めて利用する子どもや保護者でも気軽に来館し、遊びを通じて子どもや保護者が自由に交流できる施設を目指します。子育て中の保護者同士が集まり交流することで仲間づくりを促す場を設け、子育て世代の不安や孤立感の解消を図ります。また、子育てや子どもに関する悩みや問題が多様化・複雑化する中、子どもと保護者が抱えている悩みを安心して相談することができ、必要に応じ関係機関等につなぐ役割を担う相談窓口を設置します。

基本方針3 市民との協働により子どもを支える場

地域住民がボランティアとしてこども館の活動に参加する機会を提供し、地域住民が積極的に子どもを見守り支えるとともに、子どもが保護者や学校の先生以外の大人と関わりを持つことで心の成長を促す施設を目指します。また、中高生世代や大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験の機会を設けます。

基本方針4 総合的な子育て支援策を展開するための拠点となる場

育児・子育ての情報発信拠点として、教育・保育に関する情報から地域の子育て支援活動まで幅広く子育てに関わる情報提供を行うとともに、幼稚園、保健センター、図書館などの関係機関と連携し、子育て家庭に対する様々な子育て支援事業を展開する拠点として整備します。

3 法令上の位置付けと利用対象者

本計画に基づくこども館の法令上の位置付けと利用対象者を定めます。

(1) 施設の位置付け

地方自治法第244条に定める公の施設として設置します。

ただし、児童福祉法第40条に定める児童厚生施設に準じた施設と位置付け、「児童館ガイドライン」(平成30年10月1日付子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)や「児童館の設置運営について」(平成24年月15日厚生労働省発雇0515第5号厚生次官通知)を参照して管理運営します。

(2) 利用対象者

こども館の利用対象者は、0歳から18歳未満の児童及びその保護者とします。

なお、市外在住の利用者は有料とします。

施設計画

1 導入機能

本計画の基本方針を実現するため、5つの導入機能を定め必要な施設・設備を整備していきます。

導入機能1 子どもの遊びと体力増進に資する機能

- ・子どもが広々とした空間で自由に遊ぶことができる。
- ・子どもが体育館のような環境で室内スポーツや運動をすることができる。
- ・子どもがゲームなどを通して交流を図ることができる。

導入機能2 知的好奇心の向上・創作意欲の増進に資する機能

- ・様々な絵本や児童書が備えてあり、読書や読み聞かせをすることができる。
- ・子どもが絵を描いたり工作したりできる。
- ・子どもが歌の練習や楽器の演奏ができ音楽と親しむことができる。
- ・料理を作り子どもや保護者と食事をするすることができる。
- ・子どもが静かに自習をすることができる。

導入機能3 育児・子育て相談や子どもの悩み事相談に資する機能

- ・子どもや保護者が専門的知識のある職員に静かな環境で育児の悩みや不安を相談できる。

導入機能4 子どもや保護者等の交流促進に資する機能

- ・子どもや保護者が気軽に立ち寄り子育て世帯同士で交流を図ることができる。
- ・子どもや保護者が団体やサークルで集まり、集会や催しができる。

導入機能5 子育てに関する情報発信に資する機能

- ・市の育児・子育て支援に関する情報や育児・子育てサークル、団体等の情報発信をすることができる。

2 必要諸室の整理

(1) 施設整備の方針

本計画の基本方針を実現するため、4つの施設整備の方針を定めます。

整備方針1 気軽に訪れやすい環境づくり

子どもの自発性・自主性を尊重するとともに、特定の目的がなく初めてこども館を訪れた子どもや保護者でも気軽に入館し、遊びや利用者同士の交流を楽しむことができるよう自由にのびのびと遊ぶことができる空間を広く設けます。また、障害の有無に関わらず誰もが使いやすい施設を目指し、ユニバーサルデザインに配慮します。

整備方針2 機能に基づくエリア区分

導入する各部屋の機能に基づき、フリースペース、事業スペース、共有スペース、管理スペースに区分します。

整備方針3 様々な年齢層が利用しやすい環境づくり

子どもの年齢に応じて安心して遊ぶことができるスペースと異年齢の子どもが交流できるスペースを分離するなど子どもが安全に安心して過ごせる空間づくりを行います。

整備方針4 周辺公共施設との役割分担

こども館建設予定地の周辺には深谷公民館、図書館が立地しているため、それぞれの公共施設との役割分担を図ります。

(2) 必要諸室

導入機能を実現するため、次の諸室を整備し各室のエリア区分・機能を整理します。

区分	室名	機能	機能分類※				
			1	2	3	4	5
フリースペース	プレイホール	子どもが自由にのびのびと遊ぶことができる空間を確保し、室内遊具を設置します。 また、トランプや将棋、ボードゲームなどで遊べるスペースを確保します。	◎			○	
	赤ちゃんコート	プレイホールに隣接する場所に0歳から2歳までの未就学児とその保護者が室内遊具や玩具で遊ぶことができるスペースを確保します。	◎			○	
	キッズコート	プレイホールに隣接する場所に3歳以上の児童とその保護者が室内遊具や玩具で遊ぶことができるスペースを確保します。	◎			○	
	フードコート	自動販売機を設置し、子どもや保護者が飲食することのできるスペースを確保します。				◎	
	わんぱくアリーナ	子どもの体力増進のために使用します。子どもと保護者がいつでも自由に遊ぶことができる十分なスペースを確保します。	◎			○	
	図書室	子どもが自由に絵本や紙芝居、読み聞かせ、その他児童書を読むためのスペースを確保します。		◎			
	自習室	子どもが静かな空間で自主学習をするためのスペースを確保します。		◎			
	音楽室	防音の部屋で子どもが歌を歌ったり、楽器を演奏するなど音楽を楽しんだり、ダンスを楽しむためのスペースを確保します。		◎		○	
	スプラッシュテラス	子どもが水遊びをしたり、親子で休憩することができるスペースを確保します。	◎			○	
事業スペース	集会室	会議や集会を行うことができ、また、子どものためのビデオ上映などに利用できるスペースを確保します。				◎	
	創作活動室	工作、ぬり絵などを子ども、親子で楽しむことができるスペースを確保します。また、調理器具を設置し、食育などの事業に利用できるスペースを設置します。		◎		○	
	相談室	利用者が育児や子どもの成長全般についての相談をしたり、子どもが悩み事などを相談できるスペースを設置します。			◎		
共用スペース	トイレ・多目的トイレ	職員、利用者が使用できるトイレを設置します。また、乳幼児をはじめ子どもが使いやすい機能を備えたトイレを確保します。男女ともベビーキープを設置します。全ての利用者にとって使いやすいバリアフリー、オストメイトに配慮したトイレを設置します。					
	授乳室・おむつ交換室	授乳やおむつ交換などをするスペースを設置します。					
	エントランスホール・その他	来館者の待合せができる場、子育て支援情報等を発信できる場を設置します。 ベビーカー等の利用に配慮した十分な広さを確保します。					○

管理スペース	事務室	職員が施設管理や事業運営などの事務を行うため、職員規模に応じた十分なスペースを確保します。また、職員用の準備室を確保します。					
	その他	受付スペース、更衣室、給湯室、倉庫、清掃スタッフ用管理室、機械室、洗濯乾燥室、ベビーカー置き場等					

※機能分類：「導入機能」における分類（◎：本来機能、○：副次機能）

機能1 子どもの「遊び」と「体力増進」に資する機能

機能4 子どもや保護者等の交流促進に資する機能

機能2 知的好奇心の向上・創作意欲の増進に資する機能

機能5 子育てに関する情報発信に資する機能

機能3 育児・子育て相談や子どもの悩み事相談に資する機能

3 施設規模

検討した導入機能を確保するため、想定する必要諸室の面積を考慮し、施設規模は約3,100㎡を基本とします。

4 建設場所

旧深谷市産業会館跡地の「深谷536-1ほか6筆及び水路敷」を候補とします。

実施事業

4つの基本方針を実現するため、こども館において実施することが想定される事業の方向性を次のとおり定めます。

基本方針1「子どもたちが「遊び」を通じて成長できる場」に基づく事業

- (1) 子ども中心の遊びの場を作るとともに、遊びを通じて大人も楽しみ交流できる事業
- (2) 与えられた遊びや遊具の中で自ら創意工夫し遊びを作り出すことができる事業
- (3) 子どもが同年齢や異年齢の集団の中で交流し社会性や自主性を身に着けるとともに、運動機能や体力の向上を図る事業
- (4) 子どもの知的好奇心の向上を図る事業

基本方針2「子ども・保護者が安心して交流・相談できる場」に基づく事業

- (1) 子ども中心の遊びの場を作るとともに、遊びを通じて大人も楽しみ交流できる事業（再掲）
- (2) 子どもの悩みや保護者の子育て不安を解消するための事業

基本方針3「市民との協働により子どもを支える場」に基づく事業

- (1) こども館の運営に協力するボランティアを募集し、子どもの見守りや本の読み聞かせ、イベントの協力等のボランティア活動に参加する人材を育成する事業
- (2) 育児や子育て、青少年健全育成に関わる団体等に働きかけ、こども館を活用した自主事業を募集する事業

基本方針4「総合的な子育て支援策を展開するための拠点となる場」に基づく事業

- (1) 多様な主体との連携による情報発信事業
- (2) 幼稚園、保健センター、図書館など関係機関との連携事業
- (3) 育児・子育てに関する総合案内事業